

学校法人 伊勢学園 双康幼稚園々則

第1章 総則

第1条 この幼稚園は、学校教育法第77条及び第78条に従って幼児を保育し適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第2条 この幼稚園は双康幼稚園という。

第3条 この幼稚園の位置を、三重県伊勢市黒瀬町562-13に置く。

第4条 この幼稚園に入園できる者は、満3才から小学校就学の期に達するまでの幼児とする。

第5条 この幼稚園の定員を180名とする。

第2章 保育年度、保育期及び休業日

第6条 1年を次の三保育期に分ける。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	1月1日から	3月31日まで

第7条 本園の休園日は次のとおりとする。

1. 日曜日・土曜日
2. 国民の祝日
3. 夏季休業 7月21日から8月31日まで
4. 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
5. 春季休業 3月25日から4月7日まで
6. 学園創立記念日 6月20日
7. 開園記念日 2月28日
8. 園長は必要と認める場合は、前項の休園日を変更し、又臨時に休園日を設けることができる。

第 8 条 始業及び終業の時刻は次の通りとする。
午前 9 時から午後 2 時まで、ただし季節により多少変更することがある。

第 3 章 教育課程・保育日時数及び教職員組織

第 9 条 保育内容は、健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画作成等である。

第 10 条 毎週の保育時間数は 24 時間とし、第 10 条に従い教育する。但し、夏季休業前後 20 日間は、18 時間までに短縮することができる。

第 11 条 この幼稚園に次の教職員をおく。

- | | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 1. 園長 | 1 名 | 2. 教諭 | 6 名以上 |
| 3. 事務職員 | 1 名以上 | 4. 給食調理員 | 1 名以上 |
| 5. 園医 | 1 名以上 | | |

園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第 4 章 入園・退園・休園修了及びほう賞

第 12 条 入園については、園長の許可を要する。

第 13 条 入園しようとする者は、保護者から入園願を園長に届け出るものとする。

第 14 条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から届け出るものとする。

第 15 条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第 16 条 心身の発達著しく、他の模範となるものは、これをほう賞することがある。

第 5 章 保育料及びその他納入金

第 17 条 入園を許可された者は、居住する市町の定める基準により保育料を納めなければならない。

第18条 保育料以外に徴収する費用は、別に定める。

第19条 在籍者は出席の有無にかかわらず所定の期日までに、その月分を納入しなければならない。

第20条 在籍中、保育料その他納入金について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めるものとする。

第21条 既納の保育料等は原則として返還しない。

附 則

1. この園則は昭和52年4月1日から実施する。
2. この園則は平成5年4月1日から実施する。
3. この園則は平成7年4月1日から実施する。
4. この園則は平成10年4月1日から実施する。
5. この園則は平成14年4月1日から実施する。
6. この園則は平成16年4月1日から実施する。
ただし、改正後の別表は平成16年4月1日以降入園者に適用する。
7. この園則は平成17年4月1日から実施する。
ただし、改正後の別表は平成17年4月1日以降入園者に適用する。
8. この園則は平成20年4月1日から実施する。
ただし、改正後の別表は平成20年度入園者及び在園児者に適用する。
9. この園則は平成22年4月1日から実施する。
ただし、改正後の別表は平成22年度入園者及び在園児者に適用する。
10. この園則は平成25年4月1日から実施する。
11. この園則は平成30年4月1日から実施する。
12. この園則実施に必要な細則は園長が定める。

学校法人 伊勢学園 双康幼稚園 運営内規

(施設の目的及び運営の方針)

- 第 1 条 本園の目的は、双康幼稚園園則（昭和 52 年 4 月 1 日制定。以下「園則」という。）第 1 条に定めるとおりとする。
- 2 本園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。
- 3 本園は、2 才児として満 3 才児未満の園児を認可外保育対象者として受け入れることとする（3 才に達する年度の 4 月 2 日以降生まれから 3 才児保育対象となるまで）。

(提供する保育・教育の内容)

- 第 2 条 本園の保育・教育の内容は、園則第 9 条、第 10 条に定めるとおりとする。

(職員の職種、教員数及び職務の内容)

- 第 3 条 本園に置く職員の職種、教員数及び職務の内容は、園則第 11 条に定めるとおりとする。

(教育を行う日及び時間帯等)

- 第 4 条 本園の教育を行う日及び時間帯等は、園則第 6 条及び第 8 条に定めるとおりとする。

(保育料等)

- 第 5 条 本園においては、園児の居住する市町が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。また、園則第 18 条に関する事項及び 2 才児の保育料等に関し必要な事項を以下に定める。伊勢市に居住する場合、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例（平成 26 年条例第 27 号 以下「伊勢市条例」という）第 13 条第 1 項により、伊勢市が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

※本条における記載条例は、園所在地である伊勢市の条例を前提にする。なお、伊勢市以外に居住する者については、その市町において該当する条例の趣旨に沿って読み替えるものとする。

- 2 本園においては、2才児の保育料に関し、次に掲げる保育料を徴収する。

費用の種類	徴収額
2才児保育料	25,000円/月 (年額 300,000円)

※満3才の誕生日を迎えた前日から、各市町の定めた1号認定利用者負担額(保育料)となる。誕生日を迎えた当月(1日が誕生日の場合は前月末日分)の保育料は日割り精算となります。ただし、日割り精算の上限額は17,000円/月とする。

2才児(満3才まで)の25,000円の保育料は、必要な費用300,000円を12ヶ月で等分してあるため、休園等に係わらず全ての月で徴収する。ただし、休園届が提出された上で、休園がその月の全ての場合は保育料を以下の通り減額する(8月は減額対象外)。休園届の未提出や、その月の登園日数が1日でもあった場合は、減額の対象外となる。

減額後の保育料徴収額(月額)
8,000円

※園運営(在籍維持)に係る必要経費

- 3 本園においては、伊勢市条例第13条第3項に基づき、本園の教育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収する。

費用の種類	徴収の目的	徴収額
施設設備充実費	教育施設等の充実及び環境整備のため(遊具維持管理費用等)	50,000円 (入園時)

一度納入された施設設備充実費は返金しないものとする。

※復園の場合は、徴収しないものとする。

- 4 本園においては、伊勢市条例第13条第4項に基づき、次のとおり実費を徴収する。

教育充実費、給食費、空調費及び特別教育費用

費用の種類	2才児	3才児	4才児、5才児
教育充実費	1,000円/月 (年額 12,000円)	1,000円/月 (年額 12,000円)	1,000円/月 (年額 12,000円)
給食費(月額)	1,800円	6,250円	6,250円
空調費 (設備費・使用費)	500円/月 (年額 6,000円)	500円/月 (年額 6,000円)	500円/月 (年額 6,000円)
特別教育教材費		300円/月 (年額 3,600円)	600円/月 (年額 7,200円)

※2才児の給食費は、満3才の誕生日を迎えた翌月(1日が誕生日の場合は当月)から、月額6,250円となる。

給食費は、休園がその月の全ての場合は給食費を以下の通り減額する(ただし、8月は減額対象外)。休園届の未提出や、その月の登園日数が1日でもあった場合は、減額の対象外となる。

減額後の給食費徴収額（月額）

2才児	3～5才児
500円	2,000円

※給食維持に係る必要経費

制定品等購入費用

費用の種類	2才児	3才児～5才児
制服代（入園時）	20,000円程度 体操服等	39,000円程度 制服等
保育用品代（年額）	4,000円程度	8,000円程度 文具等

※上記の他、5才児はアルバム代（12,000円程度）を4月から1月まで月割りで徴収する。

また、教育充実費（年額12,000円）、父母の会において父母の会費（年額6,000円）、3才児以上は学園後援会において後援会費（年額12,000円）を月割りで徴収する。

※そのほか、教材費、遠足の交通費、日本スポーツ振興センター共済掛金（一部個人負担）等、必要な実費については、随時負担を受けるものとする。

教育充実費・空調費・特別教育教材費・父母の会費及び学園後援会費は、必要な費用を12ヶ月で等分してあるため、休園等に係わらず全ての月で徴収する。

（利用定員）

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

教育標準時間の認定を受けた園児
90人

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第12条から第15条までに定めるとおりとする。

2 利用申し込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と、現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、伊勢市条例第6条第2項により、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第 8 条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により危機管理マニュアルを作成し訓練等を行う。

2 本園は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条において準用する学校保健安全法及び伊勢市条例第 32 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附則 この運営内規は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
この運営内規は、令和元年 10 月 1 日から実施する。
この運営内規は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
この運営内規は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
この運営内規は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。